

申告の対象となる主な償却資産（種類別）

区分	種類	対象資産の例示	固定資産税の取扱い
有形固定資産	構築物	橋、岸壁、さん橋、ドック、軌道（レール、枕木、砂利）、貯水池、ダム、下水道、坑道、煙突、構内舗装、庭園、門塙、広告塔、排水その他の土工設備、緑化施設、配電線、フェンス 等	○
	機械及び装置	加工機械、製造機械、冷凍・冷蔵業用設備、紡績設備、工作機械、木工機械（製材業用設備）、印刷設備、化学薬品製造設備、建設工業機械、運搬設備、金属・非金属製造設備、ホテル・旅館用設備、クリーニング設備、太陽光発電設備 等	○
	船舶	漁船、油そう船、木船、モーターボート、貸ボート 等	○
	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等	○
	車両運搬具	電車、特殊自動車（フォークリフト、レッカー車、タンク車、トラック、ミキサー等）、自動車、バス、自転車、リヤカー、被けんいん車、軽自動車 等	△ *注 1
	工具器具備品	活字、測定工具、事務机、椅子、キャビネット、応接セット、棚、音響機器、冷暖房機器、じゅうたん、座布団、室内装飾品、タイプライター、ワープロ、パソコン等OA機器、電話機、通信設備、時計、カメラ、映写機、看板、金庫、レントゲン、貸衣装、自動販売機、焼却炉、パチンコ台等の遊具、貸植木 等	○
	建物	工場、事務所、倉庫（土地に定着しているもの）	×
	建物附属設備	電気設備（照明器具）、給排水、衛生設備、ガス設備、冷暖房設備、ボイラー設備、昇降機設備、消火・災害報知設備 等	△ *注 2
	土地	田、畑、宅地、山林等（立木、野草、道路等は土地ではない。）	×
	書画骨董	古美術品、古文書、出土品、書画、彫刻、工芸品等で複製でないもの	△ *注 3
無形固定資産	営業権等	鉱業権、漁業権、水利権、意匠権、商標権、営業権、特許権 等	×
	土地関係	借地権、地上権、永小作権、地役権 等	×
	その他	電話加入権、ソフトウェア	×
生物 *注 4		植物（かんきつ樹、りんご樹等の果樹、アスパラ 等）	×
		（育成中のもの）	×
		動物（飼育、養殖、育成中のもの）	×
		（牛、馬、豚）	×

*注1 自動車税、軽自動車税の対象のものは×、対象以外は○

*注2 その資産の所有者がその建物所有者以外のもので当該資産を事業の用に供している場合は償却資産で取扱う

*注3 取得価額が1点100万円未満のものは○（時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除く。）
取得価額が1点100万円以上のものであっても、時の経過によりその価値が減少することが明らかなものは○

*注4 観賞用・興行用のものは○